

【感染症について】

保育園は毎日長時間にわたって集団生活をする場であり、接触の機会も多く、飛沫感染（ひまつかんせん）等により、お子さんが感染症にかかりやすい環境となります。感染の強い病気にかかったときは、本人の回復のためにも、他の子への感染を防ぐためにも、一定期間登園を控えることとなります。

保育園では学校保健安全法の「学校において予防すべき感染症」に準拠して登園停止の病気を定めています。

病気が治り、または軽快して、他の園児に感染するおそれが無くなりましたら、別紙の「通院報告書」「インフルエンザ受診報告書」「新型コロナウイルス感染報告書」を保育園に提出してください。

●通院報告書

学校保健安全法第2種、第3種感染症および園長が必要と認めた感染症の場合、出席停止または症状が回復するまで欠席となります。医師の指示に従い、当園可能な状態になりましたら保護者の方が記入し、園に提出してください。

●インフルエンザ受診報告書

必ず医療機関を受診し、出席停止期間を終えたら、保護者の方が記入し、園に提出してください。

●新型コロナウイルス報告書

医療機関を受診（オンライン診療含む）もしくは検査キットで検査の上出席停止期間を終えたら、保護者の方が記入し、園に提出してください。

※伝染性疾患の疑いのある場合は受診し、園への報告を忘れずをお願いします。

※用紙は園に常備してあります。HPからのダウンロードも可能です。

※不明な点がございましたら、職員までお問い合わせください。

感染の拡大を防ぐためにも、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。